

お早めに 3月15日



今年も確定申告の時期になりました。
例年のことですが、昨年一年間の収入や経費を調べ直すために、帳簿類をとりそろえるなど、何かとお忙しい時でしょう。
所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する『申告納税制度』をとっています。所得金額や税金は正しく計算し、できるだけ早めに、又、期限内にお済ませ下さい。
期限までに申告しなかったり、所得を少なく申告した人は、税務署の調査によって税金を追徴されるだけでなく、加算税や延滞税を余分に納めることとなります。

確定申告について、お分かりにならない点は、税務署や税務相談室でお尋ね下さい。
つきましては、本町では次ページの日程表にそって確定申告をうけつけますので、できる限り指定日にお願います。

又、所得税がかからないと思われ人でも町県民税や国民健康保険税の申告もあわせ行いますので必ず申告願います。

確定申告を しなければならぬ人

- ◎一般の人
- ・商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
- ・地代、家賃、配当、不動産の

売却などの所得のある人

63年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除(33万円) 配偶者控除(33万円) 扶養控除(33万円) 配偶者特別控除(最高16万5千円) その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

◎サラリーマン

サラリーマン(給与所得者)は、普通年末調整で精算されますが、次のような人は申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が1千5百万円を超える人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・二ヶ所以上から給与をもらっている人

●配偶者特別控除の計算は……

配偶者特別控除は、合計所得金額が80万円以下のときに適用され、最高165,000円控除が受けられます。
なお、住民税にも最高14万円の控除があります。

控除対象配偶者の場合 (奥さまの給与収入90万円以下)	165,000円 - $\left\{ (\text{奥さまの給与収入} - 57\text{万円}) \times \frac{16.5}{33} \right\}$
控除対象配偶者でない場合 (給与収入 1,069,999円以下の人)	165,000円 - $\left\{ (\text{奥さまの給与収入} - 57\text{万円}) - 33\text{万円} \right\}$

(注) { } 内の計算で1万円未満の端数は切り捨て。

●医療費控除の計算は……

あなたが、あなた自身やあなたと一緒に生活している家族のために多額の医療費を支払ったときは、医療費控除として所得から差し引かれます。

・医療費控除は、次のように計算します

$$(\text{支払った医療費} - \text{保険金給付額}) - 10\text{万円} = \text{医療費控除額}$$

(最高200万円)

(10万円と所得の5%のどちらか少ない額)

